

由利本荘市商業店舗リフォーム補助金交付要綱

平成27年 7 月 1 日

改正 平成29年 3 月31日

(目的)

第1条 この要綱は、商業の振興及び活性化、商店の持続化を図るため、市内の商業者が店舗（以下「店舗」という。）の増改築工事やリフォーム工事（以下「リフォーム工事」という。）を行う場合に、その経費の一部を助成することを目的とし、その交付に関しては由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号）及び由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成25年由利本荘市条例第8号（以下、「公平性確保条例」）という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象店舗)

第2条 店舗のリフォーム工事に係る経費への補助の対象となる店舗（以下「補助対象店舗」という。）は、市内に存する店舗で、次の各号のいずれにも該当する店舗とする。ただし、店舗併用住宅の場合は、営業の用に供する部分のリフォーム工事に要する経費のみを補助対象とするが、住宅の部分に「由利本荘市住宅リフォーム資金助成事業」を併用することはこれを妨げない。

(1) 現に小売業、飲食業（酒類の提供を主目的とする営業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業を除く。）またはサービス業を営む店舗。

(2) リフォーム工事完了後ただちに営業を開始することが見込まれる店舗。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助対象店舗のリフォーム工事を行う者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、1店舗につき1件の申請を受け付けるものとし、過去にこの制度による補助金の交付を受けていない者とする。

(1) 当該店舗を所有する個人または中小企業基本法第二条に定める中小企業者

(2) 当該店舗を賃借し営業する個人または中小企業基本法第二条に定める中小企業者

(3) 前各号に掲げる者の他、市長が補助対象者と認めることが妥当と判断した者

2 補助対象者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 市内に住民登録または外国人登録をしている個人、または市内に本拠を置く中小企業基本法第二条に定める中小企業者のうち法人格を有する者。
- (2) 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成25年由利本荘市条例第8号。）第2条及び第4条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則第2条及び第4条の規定による制限措置に該当しない者であること。

（補助対象工事）

第4条 補助対象となるリフォーム工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げるいずれかに該当する工事とし、補助対象工事費（消費税相当額を含む。）が30万円以上であること。ただし、この制度と併せて市で実施している他の制度による補助又は助成を受けようとするとき、他の制度で重複して補助又は助成を受けることが認められない費用は対象外とする。

- (1) 対象店舗の老朽や経年劣化、又は災害による店舗の修繕、補修（模様替えを含む）及び増築工事であること。
- (2) 店舗駐車場の造成、看板設置工事など、来客者の利便性を高めるための工事であること。
- (3) 店舗内の売り場に据え付けを伴う什器の購入及び設置工事であること。

2 補助対象工事は、次に掲げる事業者が施工する工事であること。

- (1) 市内に本拠を置き、本市の法人市民税が課せられている法人。
- (2) 市内で事業を営む、本市に住民登録または外国人登録をしている個人。
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が施工者として認めることが妥当と判断した者。

3 補助対象工事は、交付決定後に着手し、当該年度末までに工事が完了し、かつ完了実績報告書が確実に提出できる工事であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次に掲げる金額とし、予算の範囲内において補助する。

- (1) 補助対象工事に要する費用の10パーセントに相当する金額。ただし、当該額が10万円を超えた場合は10万円を限度とする。
- (2) 前項に基づき算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(実施期間)

第6条 補助事業の実施期間は、平成34年3月31日までとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、商業店舗リフォーム補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 対象店舗の位置図
- (4) 店舗の建物平面図及び位置図
- (5) 固定資産税課税台帳の写し
- (6) 申請者が個人の場合は住民票、法人の場合は法人の登記事項証明書の写し
- (7) 工事見積書又は契約書の写し
- (8) 対象店舗の全体が分かる写真と、工事を行う部分の現況写真
- (9) 当該工事が、建築基準法第6条の規定による建築物の建築等に関する申請及び確認が必要な場合は、その申請の写し
- (10) 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例施行規則(平成25年由利本荘市規則第41号)第3条第2項で定める納税等状況調査同意書及び由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則(平成28年由利本荘市規則第34号)第8条第2項で定める特例措置に係る市税等の納税等状況調査同意書
- (11) 当該店舗が第2条第2号に該当する場合は、営業開始時期誓約書(様式第2号)
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、補助金交付の適否を決定し、補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金交付決定の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定するときには、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。
- (2) 補助対象工事の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(3) 交付決定を受けた年度末までに、第15条に規定する補助金の請求手続きが完了できること。

(4) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める条件。

(補助金交付申請の取り下げ)

第10条 補助対象者は、第8条の規定による交付決定の通知を受けた後、補助対象工事を中止する場合は、速やかに商業店舗リフォーム補助金交付申請取り下げ届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の商業店舗リフォーム補助金交付申請取り下げ届の提出があったときは、市長は交付決定取り消し通知書（様式第5号）をもって当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助対象工事の内容変更)

第11条 補助対象者は、第8条の規定による交付決定の通知を受けた後、補助対象工事の内容を変更する場合は、見積書など変更内容の分かる書類を添えて、速やかに市長に補助事業変更申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

2 前項の規定に基づき変更申請書が提出された場合は、市長は第8条に準じて内容を審査し、決定内容を補助金交付変更決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは速やかに補助事業完了実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を付して市長に報告しなければならない。

(1) 当該工事代金の「領収書原本」と「領収書の写し」

(2) 補助対象工事内容の完了が確認できる写真

(3) 当該工事が建築基準法第6条の規定に該当する工事の場合は、同法の規定により交付された建築確認検査済み証の写し。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実地調査)

第13条 市長が必要であると認めた場合、補助対象工事の遂行状況について、市の担当職員による実施調査を行わせることができる。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、第12条に規定する報告を受けた場合は、速やかに内容の審査を行い、適合と認めたときは補助金額確定通知書（様式第9号）により補助対象者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、当該補助金の請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第17条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取り消し通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成27年6月30日)

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。